

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第116期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 日本金属工業株式会社

【英訳名】 Nippon Metal Industry Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 義村 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 (東京倶楽部ビルディング)

【電話番号】 東京03(3500)5647

【事務連絡者氏名】 財務部長 村岡 浩一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 (東京倶楽部ビルディング)

【電話番号】 東京03(3500)5647

【事務連絡者氏名】 財務部長 村岡 浩一

【縦覧に供する場所】 日本金属工業株式会社大阪支店
(大阪市中央区南本町四丁目2番21号)
日本金属工業株式会社名古屋支店
(名古屋市東区東桜一丁目9番26号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第115期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第116期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第115期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	14,297	25,391	75,705
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,661	324	5,916
四半期(当期)純損失() (百万円)	1,945	562	6,410
純資産額 (百万円)	24,535	20,698	21,335
総資産額 (百万円)	88,049	89,906	90,016
1株当たり純資産額 (円)	148.60	119.57	123.25
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	11.78	3.25	37.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	27.9	23.0	23.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	138	451	2,431
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	620	20	2,718
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,709	474	1,138
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	6,723	4,255	5,201
従業員数 (名)	866	843	839

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載をしておりません。
3 従業員数は、就業員数を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	843
---------	-----

- (注) 1 従業員数は、連結会社以外への出向者を除いた就業人員であります。
2 臨時従業員数は、就業人員の100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	632
---------	-----

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。
2 臨時従業員数は、就業人員の100分の10未満のため記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、次の通りであります。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用初年度であるため、前年同四半期との比較は記載をしておりません。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	23,567	

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 金額は、製造原価(販売単価)によっております。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績は、次の通りであります。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用初年度であるため、前年同四半期との比較は記載をしておりません。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	24,763		7,176	

- (注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次の通りであります。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用初年度であるため、前年同四半期との比較は記載をしておりません。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	25,391	

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	2,179	15.2	5,745	22.6
(株)メタルワン	1,734	12.1	3,261	12.8
住友商事(株)	2,936	20.5	1,830	7.2

- 3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、「事業等のリスク」について新たに発生した事項または重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期における連結経営成績の概要は次の通りです。

国内/輸出別需要及び価格

ステンレスの内需は、建築関連は依然回復せず実需全体では精彩を欠くものの、店売りについては原料価格の騰勢に伴う流通の駆込み需要があり、紐つきについては当社コアシリーズ商品の精密圧延品の販売先である自動車・電機電子関連が堅調を維持したため、当第1四半期前半は数量・価格とも順調な滑り出しとなりました。しかしながら、4月下旬のギリシャ国債の格付け引下げに端を発した同国の信用不安が欧州全体に飛び火し、商品相場が弱含みとなったことから、ニッケル価格が下落、この影響により、当第1四半期後半にはステンレス価格の先高感も払拭され、市場は様子見の状況となりました。

一方、輸出につきましては、ニッケル価格の上昇に伴い、市況は着実に回復しましたが、前述のギリシャ危機の影響を受けたニッケル価格の急落により、国内と同様、第1四半期後半には市場の買い控えが顕著となりました。

当社グループの対応

かかる需要環境下、当社グループでは、早期に黒字回復を目指すべく「マージン（製品価格 - 原料価格）の改善策」及び「コスト削減策」を掲げ（第115期有価証券報告書「対処すべき課題」に記載）、強力に推進してまいりました。

また、販売数量の回復も相俟って、当第1四半期の当社グループの業績は前年同期比大幅な増収増益となり、営業利益・経常利益では7四半期ぶりに黒字化を実現いたしました。

売上高

当第1四半期の当社の設備稼働率（売上量ベース）は80%強までに回復し、国内販売数量は前年同期比88%程度増加し、国内売上高は同113%増の173億円となりました。また、輸出販売数量は、採算管理による販売方針の徹底により、同11%程度減少しましたが、輸出売上高は同30%増の80億円となりました。その結果、当第1四半期の売上高は前年同期比77%増の253億円となりました。

営業利益・経常利益

販売数量の回復、販売価格是正等によるマージンの改善およびコスト削減策の継続実行の結果、当第1四半期の営業利益は前年同期比32億円の増益となる6億円、経常利益は同29億円増益の3億円となりました。

四半期純損失（ ）

株式市況の低迷により、投資有価証券評価損（8億円）の計上を余儀なくされ、当第1四半期の四半期純損失は5億円となりましたが、前年同期比では13億円の赤字幅縮小となりました。

なお、計上いたしました投資有価証券評価損の8億円につきましては、洗い替え処理にて当第2四半期期首において戻入れ処理(益)を行います。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における連結財政状態の概要は次の通りです。

資産

総資産は、前連結会計年度末に比べて1億円減少し899億円となりました。増減の内訳については以下の通りです。

(a) 流動資産

「現金及び預金」が9億円、「受取手形及び売掛金」が9億円それぞれ減少、ニッケル価格の上昇等により「商品及び製品」等の棚卸資産が35億円増加した結果、流動資産は前連結会計年度末に比べて20億円増加の395億円となりました。

(b) 固定資産

「有形固定資産」については、設備投資を1億円実施し、減価償却費を12億円計上した結果、前連結会計年度末に比べて11億円減少し411億円となりました。「投資その他の資産」については、株価の下落に伴い投資有価証券評価損（8億円）を計上したこと等により、同10億円減少し89億円となりました。

この結果、固定資産は前連結会計年度末に比べて21億円減少し503億円となりました。

負債

負債合計は、前連結会計年度末に比べて5億円増加し692億円となりました。増減の内訳については以下の通りです。

(a) 流動負債

「支払手形及び買掛金」が7億円、「未払金」が3億円それぞれ増加した結果、流動負債は前連結会計年度末に比べて11億円増加し463億円となりました。

(b) 固定負債

「長期借入金」の短期への振替5億円により、固定負債は前連結会計年度末に比べて同額減少し228億円となりました。

純資産

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて6億円減少となる206億円となりました。

この結果、自己資本比率は、同0.7ポイントダウンの23.0%となりました。増減の内訳については以下の通りです。

(a) 株主資本

「利益剰余金」が前連結会計年度末に比べて5億円減少していますが、当第1四半期の純損失5億円によるものです。

(b) 評価・換算差額等

「その他有価証券評価差額金」が前連結会計年度末に比べて2億円減少、「為替換算調整勘定」が1億円増加したこと等により、評価・換算差額等は前連結会計年度末と同額の2億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期におけるキャッシュ・フローの状況の概要は次の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純損失(5 億円)、減価償却費(12億円)、投資有価証券評価損(8 億円)、売上債権の減少(9 億円)、ニッケル価格の上昇等による棚卸資産の増加(35億円)および仕入債務の増加(3 億円)等の結果、対前年同期比 3 億円支出増の 4 億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得(1 億円)による支出、投資有価証券の売却(1 億円)等の結果、対前年同期比 6 億円の支出減となり、収支均衡となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増加(1 億円)、長期借入金の返済(5 億円)等の結果、前年同期比12億円支出減の 4 億円の支出となりました。

以上の結果、「現金及び預金」残高は、前連結会計年度末に比べて 9 億円減少の42億円、有利子負債は、同 4 億円減少の477億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社の株式に対する大規模な買付行為等が行われた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為等であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値又は株主共同の利益に資さない大規模な買付行為等が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式に対してこのような大規模な買付行為等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

日本におけるステンレス鋼の歴史は1932年（昭和7年）に、当社が最初にステンレス鋼の国産化に成

功したことから始まります。それ以来、当社は常に新しい技術、設備の合理化、ステンレス鋼の用途開発に努め、ステンレス鋼の専門メーカーとして広範な需要に応えてまいりました。

当社の企業価値の源泉は

- ステンレス鋼専門メーカーとして、独自商品の開発力
- 先進的な生産設備の導入及び技術開発による高い生産性
- ステンレス鋼の加工センター、販売先、及び原料調達先との信頼関係

等にあると考えています。

当社は、2007年に創業75周年を迎えましたが、創業100周年に向けた新たな四半世紀のスタートとして、益々厳しい局面を迎えるステンレス市場における国際競争の波を確実に乗り越えるために、「更なる飛躍」を追求し、持続的発展を続けなければなりません。

当社グループが優位性を持つ商品である「コアシリーズ商品」の中核となるDシリーズ鋼・精密圧延品の拡販こそが、「更なる飛躍」への切札と位置付け、当社独自の製造技術開発及び営業展開への経営資源集中を事業の柱に、安定収益の確保に努め、又、企業の社会的責任を確実に遂行することにより、企業価値を向上させ、ステークホルダーの満足度を極大化することに努めてまいりました。

これらの取組みは、上記(1)記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社取締役会は当社株式に対する大規模な買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資すると考え、大規模な買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定するとともに、上記(1)に記載した基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた対応策(以下「本対応策」といいます。)の導入を平成19年5月22日開催の取締役会において決議し、同年の定時株主総会の承認をいただきました。

また、平成21年6月25日開催の当社第114回定時株主総会において、本対応策を実質的に同一の内容にて継続することを承認いただきました。

本対応策の対象となる当社株式等の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為若しくはその提案行為又はこれらに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約とともに意向表明書を当社指定の書式に従い日本語にてご提出いただきます。当社取締役会は、意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動は、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとることがあります。

本対応策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否か等に関する勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。

なお、本対応策の有効期間は、平成23年開催の定時株主総会終結の時までであり、以降、本対応策の継続については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向等を踏まえ、今後、必要に応じて本対応策を変更することがあります。当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

(4) 上記の取組みが、基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

上記(2)記載の、企業価値向上への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として、上記(1)記載の基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記(3)記載の、本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものであり、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、株主の皆様のご意向を反映するため、本対応策の継続については、定時株主総会の承認を経ることとしております。さらに、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、本対応策の継続及び廃止は、株主の皆様のご意向に沿うものとなっております。この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外者の委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれております。以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

この買収防衛策の詳細につきましては、平成21年4月30日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nikkinko.co.jp/>)に掲載しております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は110百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

ニッケル価格および為替動向等、依然、当社グループの業績に影響を及ぼす懸念材料はあるものの、当社グループでは引き続き「マージンの改善策」および「コスト削減策」を強力に推進し、業績の向上に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,215,809	177,215,809	東京証券取引所 (市場第一部)	1単元の株式数は1,000株 であります。
計	177,215,809	177,215,809		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日		177,215		12,982		7,256

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できませんので、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,108,000 (相互保有株式) 普通株式 298,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 172,355,000	172,355	
単元未満株式	普通株式 454,809		
発行済株式総数	177,215,809		
総株主の議決権		172,355	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式264株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本金属工業(株)	東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 6	4,108,000		4,108,000	2.3
(相互保有株式) 万世鋼機(株)	福岡県福岡市博多区西月隈 1 - 14 - 79	235,000	52,000	287,000	0.1
新興金属(株)	東京都中央区日本橋茅場町 2 - 6 - 5		11,000	11,000	0.0
計		4,343,000	63,000	4,406,000	2.4

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における 共有持分数	日金工取引先持株会	東京都千代田区霞が関3 - 2 - 6

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	161	147	137
最低(円)	144	125	114

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,255	5,201
受取手形及び売掛金	9,440	10,418
商品及び製品	4,703	3,944
仕掛品	8,964	7,364
原材料及び貯蔵品	10,349	9,125
繰延税金資産	883	860
その他	1,076	667
貸倒引当金	80	20
流動資産合計	39,592	37,561
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,880	14,119
機械装置及び運搬具(純額)	20,417	21,233
土地	5,954	5,954
建設仮勘定	270	299
その他(純額)	651	680
有形固定資産合計	41,174	42,287
無形固定資産	181	139
投資その他の資産		
投資有価証券	7,056	8,219
繰延税金資産	215	248
その他	1,723	1,596
貸倒引当金	36	36
投資その他の資産合計	8,958	10,028
固定資産合計	50,314	52,454
資産合計	89,906	90,016

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,844	14,083
短期借入金	21,652	21,532
1年内償還予定の社債	7,035	7,035
未払金	1,228	854
未払法人税等	11	39
未払費用	976	842
賞与引当金	294	474
その他	323	379
流動負債合計	46,367	45,241
固定負債		
社債	6,657	6,657
長期借入金	12,409	13,002
退職給付引当金	3,721	3,691
繰延税金負債	33	65
その他	19	23
固定負債合計	22,841	23,440
負債合計	69,208	68,681
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,982	12,982
資本剰余金	7,256	7,256
利益剰余金	1,285	1,848
自己株式	1,051	1,051
株主資本合計	20,473	21,035
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	453	673
繰延ヘッジ損益	0	27
為替換算調整勘定	227	347
評価・換算差額等合計	225	299
純資産合計	20,698	21,335
負債純資産合計	89,906	90,016

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	14,297	25,391
売上原価	15,451	23,237
売上総利益又は売上総損失()	1,153	2,153
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	364	498
給料及び賞与	254	264
賞与引当金繰入額	95	60
退職給付費用	92	77
その他	689	617
販売費及び一般管理費合計	1,496	1,518
営業利益又は営業損失()	2,650	634
営業外収益		
受取利息	-	0
受取配当金	74	59
投資有価証券売却益	-	41
持分法による投資利益	41	-
助成金収入	60	12
その他	71	51
営業外収益合計	247	164
営業外費用		
支払利息	214	281
為替差損	-	51
持分法による投資損失	-	37
その他	43	104
営業外費用合計	258	475
経常利益又は経常損失()	2,661	324
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	17	6
投資有価証券評価損	-	863
特別損失合計	17	870
税金等調整前四半期純損失()	2,679	545
法人税、住民税及び事業税	7	5
法人税等調整額	741	11
法人税等合計	733	16
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	562
少数株主損失()	-	-
四半期純損失()	1,945	562

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	2,679	545
減価償却費	1,206	1,212
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	59
退職給付引当金の増減額(は減少)	127	147
賞与引当金の増減額(は減少)	287	244
受取利息及び受取配当金	74	59
支払利息	214	281
投資有価証券評価損益(は益)	-	863
有形固定資産除却損	17	6
持分法による投資損益(は益)	41	37
売上債権の増減額(は増加)	315	970
たな卸資産の増減額(は増加)	690	3,582
仕入債務の増減額(は減少)	150	394
その他	145	155
小計	187	418
利息及び配当金の受取額	118	122
利息の支払額	151	143
法人税等の支払額	81	11
営業活動によるキャッシュ・フロー	138	451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	2	2
投資有価証券の売却による収入	-	163
有形固定資産の取得による支出	541	180
有形固定資産の売却に係る費用支払額	207	-
その他	130	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	620	20
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,053	119
長期借入れによる収入	2,000	-
長期借入金の返済による支出	349	593
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	306	0
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,709	474
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,468	946
現金及び現金同等物の期首残高	9,192	5,201
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,723	4,255

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(3)「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書関係	<p>(1)「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間より、「少数株主損益調整前四半期純損失()」及び「少数株主損失()」を科目表示いたしました。</p> <p>(2)前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は32百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測等に前連結会計年度末以降における変化の影響を加味する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額 94,358百万円			1 有形固定資産の減価償却累計額 93,334百万円		
2 偶発債務			2 偶発債務		
被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容	被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	291	住宅資金借入金	従業員	299	住宅資金借入金
NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	188	金融機関借入金	NIPPON METAL SERVICES(S) PTE LTD	199	金融機関借入金
計	480		計	499	
3 受取手形割引高 2,609百万円			3 受取手形割引高 2,419百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 6,723百万円 預入期間が3か月超の定期預金 指定金銭信託 現金及び現金同等物 6,723百万円	現金及び預金勘定 4,255百万円 預入期間が3か月超の定期預金 指定金銭信託 現金及び現金同等物 4,255百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	177,215,809

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,108,765

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動が認められません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失の合計額に占める「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がありませんので、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	6,099	52	6,151
連結売上高(百万円)			14,297
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	42.66	0.37	43.03

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....中国、韓国、台湾、香港、シンガポール他

(2) その他地域.....米国、欧州他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当社及び当社連結子会社は、「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」を事業内容としており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額及びその他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券(平成22年6月30日)

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,811	2,627	816
債券			
その他			
小計	1,811	2,627	816
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3,366	3,036	330
債券			
その他			
小計	3,366	3,036	330
合計	5,177	5,664	486

(注) 「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。なお、当第1四半期連結会計期間において減損処理による投資有価証券評価損863百万円を計上しております。

その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,069	5,521	1,452
債券			
その他			
小計	4,069	5,521	1,452
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	2,078	1,367	710
債券			
その他			
小計	2,078	1,367	710
合計	6,147	6,888	741

(注) 「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

(資産除去債務関係)

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
119.57円	123.25円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	20,698	21,335
普通株式に係る純資産額(百万円)	20,698	21,335
普通株式の発行済株式数(千株)	177,215	177,215
普通株式の自己株式数(千株)	4,108	4,108
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 連結会計期末(連結会計年度末)の普通株式の数 (千株)	173,107	173,107

2 1株当たり四半期純損失金額()

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 11.78円	1株当たり四半期純損失金額() 3.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載をして
おりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失金額()(百万円)	1,945	562
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	1,945	562
普通株式の期中平均株式数(千株)	165,114	173,107

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大石 暁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 正夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本金属工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本金属工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。